

< 提出書類チェックシート (C) >

(C) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、組合や団体等の任意団体として指定を受けている者

※提出書類はチェックシートの順に並べ、このチェックシートも合わせて提出してください。

※各書類の「写し」については、数字や文字がはっきり読み取れる状態で提出してください。

申請者名 (団体名) :

	書類	チェック欄
1	三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付申請書 【様式1 (C)】 ・記入漏れはありませんか。(色付きセル部分は入力していただく必要があります。) ・申請する団体名義の口座になっていますか。	<input type="checkbox"/>
2	三重県伝統産業物価高騰対策支援金 請求書 【様式2 (C)】 ・記入漏れはありませんか。(色付きセル部分は入力していただく必要があります。) ・法人の場合、当該法人名義の口座になっていますか。(法人代表者の個人名義の口座へ振込はできません。) ・下段の発行責任者、担当者も記入しましたか。	<input type="checkbox"/>
2	誓約書 【様式3 (C)】 ・内容を確認のうえ、申請者本人が自署しましたか。	<input type="checkbox"/>
3	原材料価格高騰計算書【様式4 (C)】 ・記入漏れはありませんか。(色付きセル部分は入力していただく必要があります。) ・原材料単価での比較になっていますか。 (原材料価格の高騰に対する支援金のため、購入量の違いによる価格の増加は対象外です)	<input type="checkbox"/>
4	原材料高騰後の原材料価格が分かる書類【貼付台紙1 (C)】 ・貼付した書類の期間は令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月となっていますか。 ・貼付する写しに原材料と関係ない項目が含まれる場合は、高騰した原材料がわかるよう、マーカーをしましたか。	<input type="checkbox"/>
5	原材料高騰前の原材料価格が分かる書類【貼付台紙2 (C)】 ・貼付した書類の期間は(貼付台紙1)の書類の前年又は前々年の同月までの期間となっていますか。 ・貼付する写しに原材料と関係ない項目が含まれる場合は、高騰した原材料がわかるよう、マーカーをしましたか。	<input type="checkbox"/>
6	申請する任意団体の実態が分かる書類(定款、収支決算書、会員名簿) ・「定款」や「会則」など任意団体の活動規約が分かる書類の写しを添付しましたか。 ・「収支決算書」や「収支報告書」など、直近の任意団体の活動実態が分かる書類の写しを添付しましたか。 直近の収支決算書がない場合、任意団体の活動実態が分かる「直近の総会資料」の写しを添付しましたか。 ・任意団体に所属している法人、個人事業者が分かる「会員名簿」の写しを添付しましたか。	<input type="checkbox"/>
7	本人確認書類又は履歴事項全部証明書の写し 【貼付台紙3 (C)】 (発行日の記載があるものは、発行日が申請日から3か月以内のもの) ・任意団体の代表者本人の氏名、生年月日、現住所が確認できますか。 ・住所変更があった場合、変更後の現住所が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
8	通帳の写し 【貼付台紙4 (C)】 ・申請者である任意団体名義の口座ですか。 ・金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(漢字、フリガナ)が確認できる部分ですか。	<input type="checkbox"/>
9	提出書類チェックシート (C) *本チェックシート ・上記の提出書類のうち必要分を全て整え、チェック欄にチェックが入ったことを確認しましたか。 ・添付書類はチェックシート順に並んでいますか。	<input type="checkbox"/>
10	原材料価格の高騰に関すること 【保存書類】 原材料価格が高騰していたことについて、以下の内容が確認できる『注文伝票、レシート、請求書等』を手元に保存しましたか。 ①原材料高騰後の原材料価格が分かる書類 令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月における原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等 ②原材料高騰前の原材料価格が分かる書類 ①の書類の前年又は前々年の同月の原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等 ※確認を求められたときに速やかに提出等していただけるよう、電磁的記録等により10年間保存する必要があります。	<input type="checkbox"/>

< 郵送の場合の申請先 > 〒514-8570 三重県津市広明町1-3 三重県雇用経済部県産品振興課 宛

※封筒オモテ面に「伝統産業支援金 申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。